

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年12月27日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/120106.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)の専攻科(私立高等学校等専攻科並びに国及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。以下「公立高等学校等専攻科」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 別表第1 第13項 学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)の専攻科(私立高等学校等専攻科並びに国及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。以下「公立高等学校等専攻科」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第一条	熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付要領第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、<u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>給付金は、<u>低所得世帯</u>に対して給付金を交付することにより、<u>国公立高等学校等専攻科</u>(この要領において学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)の専攻科(私立高等学校等専攻科並びに国及び国公立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国公立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。)をいう。以下同じ。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、<u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付要領</p>